



令和3年11月1日  
十日町市都市計画課

## 「市街第18・19計画区」の住所表示変更及び市街地の地籍調査事業完了について

令和2年度に現地調査を実施した「市街第18・19計画区」の成果が、国の承認及び県の認証を受けることになりました。これにより土地の登記簿が改められ、該当する区域の住所表示が変更されます。また、今回の変更をもって、平成21年度から実施してきた市街地の地籍調査事業と住所表示変更がすべて完了しました。

### 1 市街第18・19計画区の変更

#### (1) 住所表示を変更する区域

市街第18計画区…上島の一部、内島の一部、下島の一部

市街第19計画区…高田町六丁目の一部、内島の一部

※地番対照表は、市ホームページに掲載しています。

#### (2) 変更日 令和3年11月15日（月）

- (3) 住所表示の変更例 【変更前】十日町市丑1685番地  
【変更後】十日町市内島1685番地

### 2 市街地地籍調査事業の実績

- (1) 事業期間 平成21年度～令和3年度（13年間）  
(2) 実施面積 4.69平方キロメートル  
(3) 調査対象筆数 22,194筆  
(4) 総事業費 645,000千円（うち国県負担金 458,000千円）

### 3 備考

地籍調査事業に伴う住所表示変更各種手続きについては、市ホームページでご確認ください。

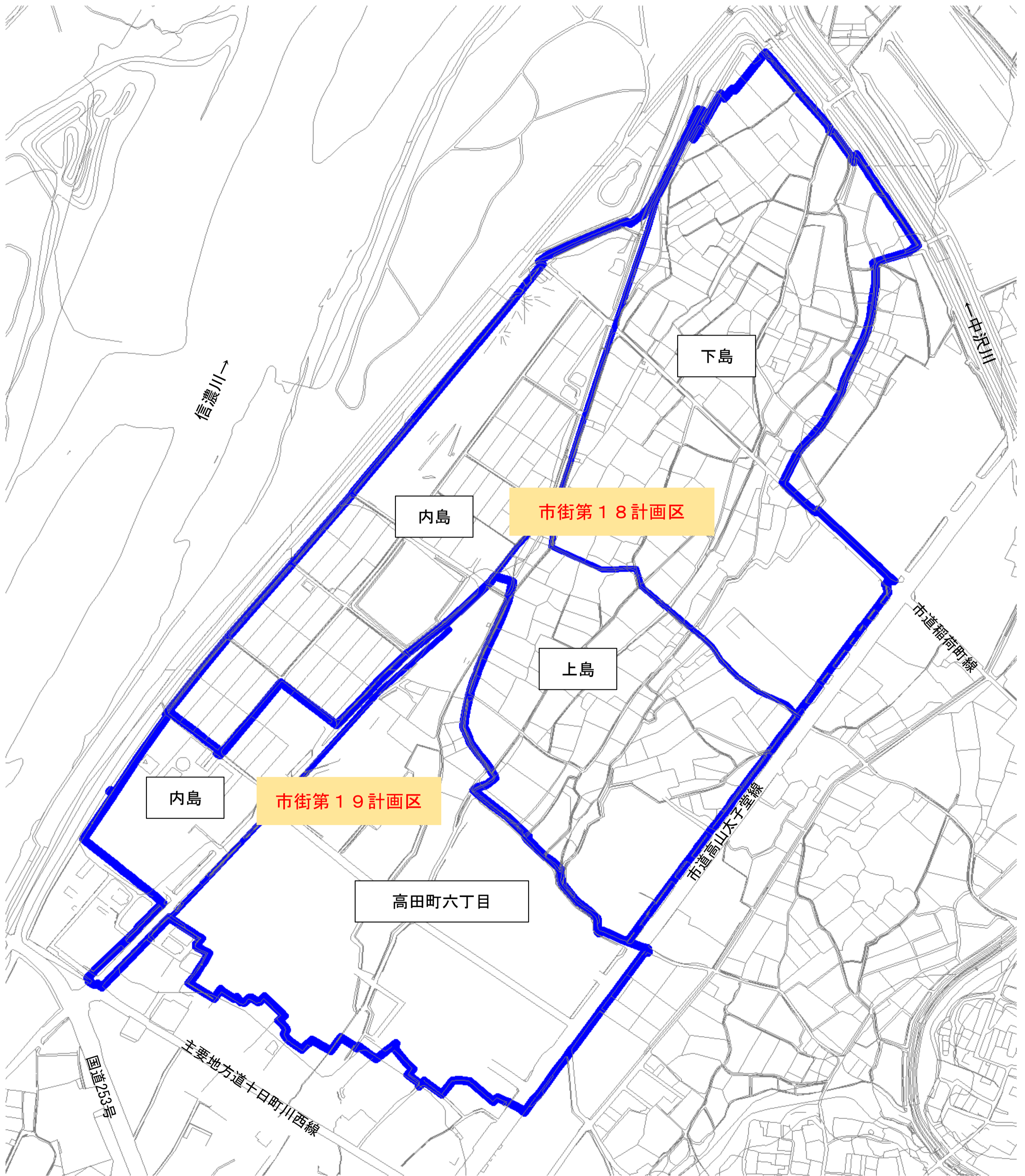
- 4 添付資料 ・市街第18・19計画区変更区域図  
・市街地地籍調査・住所表示変更区域図

#### ■お問合せ先

十日町市都市計画課 地籍調査係  
担当：小川 ☎025-757-3342（内線 385）

# 市街第18・19計画区 変更区域図

( S = FREE )





# 市街地地籍調査・住所表示変更区域図

